

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

9月総会議事録

期 日 平成30年9月10日(月)

場 所 川崎町役場2階入札室

※この公開議事録は個人情報に関すると思われる部分については●で消しています。

平成30年9月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午前13時30分

2、出席委員(13人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田 峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博		
13番	山下 理江				

3、欠席委員(1人)

12番	横田 裕子
-----	-------

農地利用最適化推進委員

木下 重光	松崎 正臣	奥 俊英
鍋藤 清孝	奥 俊英	川根 節生

4、本会事務局 局長 中野 新吉郎 係長：林 勇 再任用職員 森元 清孝

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第6番 政時委員 第7番 松江委員

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)
- ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(2件)
- ・議案第4号 特例事業(農地売買等事業)に係る農地の売買について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について(3件)
- ・その他

事務局

定刻になりましたので、平成30年9月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は13名中、12名の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。その前に先日、8日(土)9日(日)農業委員さんと大分県国東市にある、ウーマンメイク株式会社と言う、水耕ハウス栽培をしている所に行ってきました。設立が平成27年7月7日、資本金5百万円。そこは代表取締役を含め従業員(パート含む)13名すべて女性だけの手で水耕栽培をしています。6棟あるハウス内はコンピューター環境制御システムを導入し、安定した栽培ができるよう生産管理を行っていました。品目は播種から20日で出荷できる、回転数の早い一年中収穫できる安定収入が見込める4種類のレタスを栽培していました。農業経験もなく起業前に販路を確保し先その後、国からの補助金や、日本政策金融公庫から融資を受けて、今に至っています。代表者である●●さんは「農業は簡単じゃないが、女性たちで挑戦することの強みが勝てると信じている」と強い決意を感じました。それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いし議事進行いたいと思います。それでは、議長お願いします。

議長

(挨拶)

それでは議事日程第1、議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、議長が指名させていただくことにご異議ありませんか。(なし)8番 ●●委員 9番 ●●委員にお願いいたします。それでは議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1ページの番号1と、2ページの番号2は関連していますので一括審議いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について。番号1、譲受人住所、●●番地、氏名●●、年齢●●歳、譲渡人住所、●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、土地の所在、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡、通作距離、車で40分、申請理由 売買のため。1ページの番号1と、2ページの番号2は譲受人が同じ人なので続いて番号2を説明いたします。譲受人氏名、●●、譲渡人住所、●●番地、氏名、●●、自作地●●㎡、年齢●●歳、土地の所在、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡、合計●●㎡、通作距離、同じく車で40分、申請理由 売買のためです。

3ページに位置図、4ページに字図、5ページに航空写真を添付しています。場所は役場から大豊に向かってのぼりついたら溜池、原方公民館下300mの所に位置します。現地は9月6日農業委員で

あります●●委員と●●委員に現地確認をしました。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地を確認しました、農業委員の●●委員さん補足説明をお願いいたします。

(●●委員)

●● 委員 ただ今、事務局が説明したとおりです。売買になっていますが、本当に●●からここまで40分もかけて来るとは思えない。心配しているのは、農地として買って3年後に、宅地とか何かに転用をするんじゃないかと思う。それに●●さんの農地に行く里道がない。●●さんの所から里道が途中で切れている。それでもいいんですかね。3条なので反対は出来ないけどね。

(事務局)

事 務 局 今、●●委員がおっしゃっていたように、この方は自作地がなく、●●市から40分かけて実際本当に来るのかと言うことで事務局としても不安になり再度、●●さんに電話をして確認をしました。答えになっているかどうかは解りませんが、●●市で小作地も●●㎡ありそのなかで、●●町●●反は水稻で後、●●反は茄子を作っているとすることでした。川崎については●●反●●セの農地を取得することによって、取得した農地については柿を栽培したいとの申し出でありました。以上で説明を終わります。

(●●推進委員)

●● 委員 実際この申し込みがあって何年か後に出来なくなったらどうするんですか。柿畑で買って3年後に出来なくなったら本当にどうするんですか。

(事務局)

事 務 局 3条申請は、3年3作して下さいと言うことは伝えてます。3年後にどうなるかと言うことに対してもないんですが、その時にまた相談があると思います。転用したいとか何かですね。現時点では3年3作して下さいと伝えてます。

(●●推進委員)

●● 委員 ●●市から来るのが遠いきね。相手が。3年後に荒れたとき、転用するときは審議にかかるんですか。

(議長)

議 長 そうです。転用するときには総会にかけ審議します。

(●●副会長)

●●副会長 その前に条件などは付けられないんですか。3年以内できちんとしてない変更とかあるときなどは。申請理由どおりにきちんとしていないときなど、守るためには条件とか付けられないんですか。

(事務局)

事 務 局 先程も説明しましたように条件とは3条の許可基準は、農地を購入

後、3年3作して下さいと言う条件を付けています。

(●●委員)

●● 委員

果樹園になったら1年2年で収益があがるわけではない。たとえば言えば最低10年はかかる。今は早く収穫出来る品種もあるが、3年からやっと出来るものであって、それにあの農地はじゅるいし(湿地)柿には向かないと思う。近くに住宅もあり下からの吹き上げで、柿の葉が吹き飛んで周りにも迷惑がかかると思う。

(事務局)

事務局

3年3作と言いましたが、3年間で柿の栽培をやめると言う条件ではないので、3年以上は作ってください3年以内は転用とかいけませんよ。と言っています。それから下の田が湿地帯と言うことですが、その件については農業委員さんに見ていただいて、勝手に埋めたりしたら違反転用ですが、1m以内でしたら農業委員会に土地改良届けを出していただいたら、県ではなく農業委員会で許可が出来ます。勝手にしていたら農業委員会に連絡して貰ったら指導します。その時はその業者を呼んで改良届を出し貰うよう指導を行いたいと思います。

(議長)

議長

私が言うのもなんですが、湿地に柿を植えてその年につきますか。あの場所に柿を植えるのはふほうじゃないですか。

(●●副会長)

●●副会長

果樹をするのはいいんです。譲受人が●●市から来るのは40分と言うけど、●●市の●●さんになぜ売買になったのかそこらへんの不信感、何かおかしいんじゃないかと思う。柿を植えるんだったら自分のところにも3反位の農地があるんじゃないのか。事務局として追及は出来なかったのか。

(事務局)

事務局

追及しました。●●副会長が言われたように事務局もそれを不審に思い皆さんと同じ気持ちで問いただしました。事務局としても何のために買うんですか。たった3反の為に川崎町まで来て採算があうんですか。と言う話をさせていただきました。買う土地については通常農地ですが、果樹の栽培を今年から始めたいと思う言うことでそれを言われたら、事務局としてもその回答を皆さんに伝える事しか出来ないんですよ。農業委員会としても法的に何もこれから先、縛ることは出来ないんですよ。ただ縛るとしたら係長が言ったように3年間は農地を変えたらいけません。と言うことなんですよ。それが最高の縛り法律なんですよ。事務局も皆さんと同じ気持ちで問いただしたんですよ。そしたら、果樹を栽培したいと言うので。

(●●委員)

- 委員 あこの土地に関しては本当、農業委員会でも大変やったとよ。違反をして黙って埋めているんよね。本人を呼んで話をしているんやけど問題があるんよね。今回、3条で売買しても何かすぐ変な風になってくるんじゃないかと思う。あそこは会長も知ってると思うけど、違反から違反を繰り返して、最後にはこっちの提案も無視して高く埋めてしまってるからね。注意しても全く聞く耳を持たなかったから。計画的には向こうの高さまで埋めるはずじゃないかと思う。
- (●●副会長)
- 副会長 それで農業委員会が認めなかったらどうなるんですか。
- (大内田委員)
- 委員 売買だからどうしようもないんよね。
- (事務局)
- 事務局 許可が通らないとすれば理由があるでしょうね。法的には違法じゃないんですよね。3年間は農地として続けなさいよ。
- (●●副会長)
- 副会長 そしたら、農業委員会は意味はないのじゃないか。3年間待たないと判らないらないということですか。
- (事務局)
- 事務局 今回の所、法的には受け付けないということですね。
- (●●副会長)
- 副会長 それじゃ、農業委員会としては通すだけの話となる訳ですか。
- (事務局)
- 事務局 農地として持たれてるから今度、転用となれば違うじゃないかと言う指導をします。今の所、法的に受け付けないと言う事は出来ないですね。
- (●●副会長)
- 副会長 農業委員会は通すだけの事になる訳。
- (事務局)
- 局長 課長や係長の方が詳しいと思うんですが、条件付きで実際、柿を作ると言うけど、なかなか素直に受け入れない部分があるが、ぜひ3条で買う条件を守ってくれ。と一筆書くという風になるんですよ。
- (●●副会長)
- 副会長 今日の農業委員会について、この議案は保留と言う事で、譲受人の人の●●氏を呼んで、農業委員会の中に招いて売買についてのきちんとした確約が取れるか説明を聞いてから、それからの審議ということにとれないですか。
- (事務局)
- 事務局 農業委員会としては、こういう風に3条で売買の申請で出ていてい

たら基本、通すしかないと思っているんですよね。今、約束を守らなかったらどうするのかと言う話なんですけど、これについてはちゃんと柿を植えると言う事で言われてますので、ちゃんと実行しているか、それを指導するしかないんじゃないんじゃないかと思っております。

(●●委員)

●● 委員 農業委員会が通れば名義変更出来るということですか。●●委員さんが言うように柿が出来るような状態の土地ではないということ。なんか疑い深いんじゃないですかね。ここが通れば名義変更出来るという事でしょう。

(●●委員)

●● 委員 今、現状として農地的にはどうなんですか。周りに耕作地がいっぱいあって、その中の一つで、周りに迷惑がかかっている阻害しているような、地主さんが手をこまねいているような農地であれば、3年間柿なり何かを作って貰うしかないんじゃないですか。耕作放棄地でずっと置いておくより柿なりなんなり耕作して貰った方が良くないじゃないですか。住宅地も近いし。

(●●委員)

●● 委員 これは保留と言う形は出来ないんですか。●●副会長が言うように本人を呼んで説明してもらって、皆がそれで納得できるかどうか。

(局長)

局 長 農業委員さん、皆さんの意見でちょっと怪しいなと言う意見がありますようで、今回これを保留してもらって次回、急ぎよ農業委員会を開かさしてもらい譲受人さんにも来てもらって、説明を受けてから判断をするという形で対応を取りたいと思いますがそれでいいでしょうか。臨時総会の日には追って連絡をさせて貰います。(採決の挙手願う)

議 長 それでは決をとります。譲受人の●●さんに来てもらって話を聞いてからと言う事で、今回は見送り保留と言う事でいいでしょうか。賛成多数ですので今回は見送りと言う事にします。

●● 委員 今度から町外の人についてはこういった形で来て説明、確認をしてもらうんですか。

局 長 今、●●委員さんから町外の方は皆、このような本人確認をするのかと言う事ですが、今回のケースはもともともしかしたら果樹を植えるのに適さない土地ではないのかというところであります。それで本当に果樹を植える意思が本当にあるのかというそこを確認するという事です。今後また町外の人が出るかもわかりません。それについては向こうがいうとおり意見が何も出ないようでありましたら呼ぶ必要がありませんが、今回は特例であると思えます。

- 議 長 だいたい果樹を植えるのに適してないところに柿を栽培するという案件です。今後はケースバイケースでやっていきたいと思います。
- 議 長 ただ今、局長が言われましたように今回は見送って、再度総会を開いて審議したいと思います。
- 事 務 局 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請番号3、について事務局説明をお願いします。
- 議 長 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について。番号3、譲受人住所、●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、譲渡人住所、●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、土地の所在、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡、他●●筆、合計面積●●㎡ 通作距離、徒歩5分、申請理由 生前贈与のため。7ページに位置図、字図、8ページに航空写真を付けています。場所は桑野田川線をずっと真崎に向かって東川崎、鈴見石油の周りに位置します。
- 議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地を確認しました、●●推進委員さん補足説明をお願いいたします。
- 委員 この案件は事務局が説明したとおり生前贈与するもので、譲受人は20年ぐらい前からこの農地を耕作しており問題ないと思います。休耕田についても草刈りなどの管理をして守っていききちんとしています。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今の事務局説明及び推進委員の補足説明について、質疑のある方は挙手を願います。
- (なし)
- 議 長 それでは、お諮りします。議案第1号、番号3については、原案のとおり賛成の方の挙手を願います。賛成多数ですので、議案第1号番号3は原案のとおり承認といたします。
- 事 務 局 続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 議 長 議案第2号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について。番号1、申請人住所、●●番地、氏名●●、土地の所在、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡の内●●㎡、申請理由、川崎町町内の農家で農作業の委託を希望される方々の、農作業を受託するための農機具収納の為、申請目的、農業用倉庫建設です。10ページに位置図、11ページに字図、12ページに航空写真を付けています。場所は豊前柵田県道です。倉庫の場所は県道から23メートル位の長さで、面積は22坪位の倉庫です。現地は●●委員と確認をしました。
- 議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地を確認しました、地元農業委員の松江委員より補足説明をお願いいたします。
- (●●委員説明)
- 委員 ここはもともと町が焼却場を建設するための農地でしたが、焼却場

- が出来なくなったため、ここに町の農業用倉庫を建てると言う事で問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 長 ただ今の事務局説明及び農業委員の補足説明について、質疑のある方は挙手を願います。
- (●●副会長)
- 副会長 町が農業倉庫を建てるわけ。
- (局長)
- 局長 今回、国の地方創生推進交付金というのがありまして、地域でこう交付金を使って活性化しようとか、色んな地域の問題を解決しようということで、色んな計画を国に出してそれが認められれば二分の一補助、ならびに残りの二分の一の起債で借りられるという制度がありまして、何でもこういったことをするかと言う事なんですが、平成24年の時に人・農地プラント言う農家の方にアンケートを取りました。川崎の農家200件くらいアンケートが来たんですけど、その半分以上の方が担い手がいないという状況です。平成24年の資料なんで古い資料かと思いますが、確実に担い手がいないしいたるところで耕作放棄地が出てる状況でありますし、稲作の中核農家の方々がなかなか受けれない、土地を耕作できない状況にありますので、そういった農地について町の方で何とか耕作放棄地、作れない人の農地なり農作業を応援しようという形で、町のほうで農機具を購入してそこに農機倉庫をそこに建てて今、考えているのは株式会社De愛という町出資の会社がありますので、そこで運営したいと思ってます。
- (●●副会長)
- 副会長 農施業受託を町として受ける、農作業やる人は町が確保してやるわけ。
- (局長)
- 局長 受けるのが株式会社De愛を考えております。町ではなくて会社です。実際にですね農作業する人につきましては、中核農家の人にも相談したんですが、自分の持ってる所と重なると言う事でなかなか出来ないと言う事でありまして、会社に入ることは出来ないけど、何か相談があったら応援はするということであります。実際に今、オペレーター等については公募、基本的には地域おこし協力隊を募集する方向で考えてます。
- 議長 長 ただ今、事務局および地元農業委員の補足説明がありましたが質疑のある方。
- (●●委員)
- 委員 これは国の創生資金を使うんやろ。もう申請はしているわけ。作業は何をするん。

- (局長)
- 局長 これはもうすでに通っております。予算もついてます。何をするかという事ですが、農家の方高齢です。機械を使えない農家の方々が沢山いますので機会を使つての受託、農作業の代行をするという計画で進めています。最初は機械の作業を受けましょう。代行しましょうと言うところです。初めの1~2年はうまくいかないと思います。
- (●●委員)
- 委員 これは審議事項の中身としては町の所有地に町の財産、農業委員会上では何も問題はないんですよ。要するに後の農業倉庫を建てた後に株式会社De愛、そこに作業受託するような形になっているんやけど、具体的な計画が先に出てない。たとえばそこでどういう機械を買って、どういう作業を受託しますよというのがね、じゃDe愛にそういう作業する人がいるのか、機械はあるのかと、そういうことがあって初めて国の予算を使ってやりましょうと言う事じゃない。農業委員会として審議することではなくてではなくて、逆に行政としてこういう風にやりますと言うのが無いから皆さんが不安になる材料だと思います。結局、町民の税金を使ってやることだから。
- (局長、資料配布)
- 局長 地方創生推進交付金の実施計画と言う事でおおまかな事を書いています。地方創生推進交付金で2つの事業があります。1つは特産開発事業と言う事で川崎町に特産品を作っていこうと言う事であり、もう1つは農作業の受託代行です。農家の方で機械が高くて買えない、または年をとって農機具の作業が出来ない。仕事が忙しくて田植えだけして貰いたい。色々な人たちが困っている問題を今、案として株式会社De愛が受けます。後、資料参照する。この事業が上手くいけば2年目以降は借地を利用して、農作物の栽培、販売をしていきたいと思ってます。
- (●●委員)
- 委員 今、局長が言われた地方創生事業は良いと思います。若い人で農機具に乗れなかつたりする人が多くなっている中で、その技術を会得するいうところでも、地域おこし協力隊をはじめ新規で何人かやりたいと言う人がでも、自分の所には大きい機械が無い。そういう人がそこで練習の場として、将来基盤整備をしてそこを任せる人達を育てる意味でも、例えば家に来て技術をしてくれと言われても、危険だったり、忙しい最中にずっとついてるわけにはいかないし、町が購入した機械で大きな圃場を使って練習をするにはとても良いと思います。

- (●●委員)
- 委員 ここは農地もよくて作りやすい所だと思いますが、どうしてここに農機具倉庫を建てるのですか。
- (局長)
- 局 長 まず建てるところが町有地、借地じゃないといけないと言うところ
です。もう一つはある程度農地に近いところ、また県道に近い寄り
付きがよくて近いと言うところ。●●反●●セはきれいな農地
で残ります。
- 議 長 それでは、お諮りします。議案第2号について、原案のとおり賛成
の方の挙手を願います
(なし)
賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり承認とし、県に進達
いたします。
- 議 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請
番号1、について事務局説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第3号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について。
番号1、譲受人住所、●●番地、氏名●●、譲渡人住所、●●番地、
氏名、●●、土地の所在、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡、●
●番地、地目、●●、●●㎡、合計●●㎡、申請理由 雨水調整地
のため。申請目的 調整池建設 14 ページに位置図、15 字図、16
ページに航空写真を付けています。航空写真で説明をすると、上の
茶色の所に太陽光を設置しています。その下に家があります。この
家に土砂とか雨水が溢れてくるのを防ぐための調整池を建設する
ものであります。現地は9月6日に●●副会長と●●委員に立会し
ていただきました。
- 議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地を確認しました、●●
推進委員より補足説明をお願いいたします。
- (●●委員)
- 委員 事務局の説明のとおりですが、上部に太陽光パネルをかなり設置さ
れてます。平坦な所のパネルではなく段差があつてのパネルを設置
されてます。今年の雨、前年の雨でかなりの土砂が流失しておりま
す。そのままにしておきますと事務局の説明の通り、下の民家に被
害が及ぶと言う事で、早急な調整池を作らなければいけないと言う
事です。
- 議 長 ただ今の事務局説明及び推進委員の補足説明について、質疑のある
方は挙手を願います。
- (●●副会長)
- 副会長 太陽光の為に雨水の調整池と言う事ですが、個人が買われて個人が

するんですか。

事務局 太陽光の会社と言う事ですが、申請人、譲受人、●●さんが太陽光を設置している会社で、譲渡人、●●さんは●●さんの伯父さんです。

議長 他にはありませんか。それでは、お諮りします。議案第3号・番号1について、原案のとおり賛成の方の挙手を願います。

(なし)

賛成多数ですので、議案第3号・番号1は原案のとおり承認とし、県に進達いたします。

議長 続きます、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請番号2、について事務局説明をお願いします。

事務局 議案第3号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について。番号2、譲受人住所、●●番地、氏名●●、譲渡人住所、●●番地、氏名●●、土地の所在、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡、申請理由、焼肉屋店舗駐車場が手狭になった為の駐車場用地、申請目的、駐車場用地。18ページに位置図、19ページに字図、20ページに航空写真を付けています。場所は後藤寺に向かっていく途中にコスモスという薬局が出来その先の4さ路のすぐ角にあたります。当地は●●委員と推進委員の●●委員に立会していただきました。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地を確認しました、推進委員の●●委員より補足説明をお願いいたします。

(●●委員)

●●委員 先ほど、事務局の説明どおりですが、申請地の横に1m20cm程の水路があります。他の田んぼの方には迷惑のかからない所あります。審議のほどよろしく願います。

議長 ただ今の事務局の説明及び農業委員の補足説明について質疑のある方は挙手を願います。

(なし)

それでは、お諮りします。議案第3号・番号2について、原案のとおり賛成の方の挙手を願います。

賛成多数ですので、議案第3号・番号2は原案のとおり承認いたします。

議長 続きます、議案第4号、特例事業（農地売買等事業）による農地の売買について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第4号番号1、特例事業（農地売買等事業）による農地の売買について。番号1、譲渡人（貸人）住所、●●番地、氏名、●●、譲受人（借人）住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡、合計●●㎡、所有権の移転時期、平成30年9月25

日、備考として、この案件は8月総会報告第1号合意解約したものです。22ページに位置図、23ページに字図、24ページに航空写真を付けています。現地確認は9月6日に●●委員、●●推進委員にさせていただきました。

議長 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地を確認しました、●●推進委員より補足説明をお願いいたします。

(●●委員)

●●委員 委員長 もともと、ここの農地は長い間、●●さんと●●委員が小作していた所ですので売買についても問題はないと思います

議長 長 ただ今の事務局説明及び推進委員の補足説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(なし)

それでは、お諮りします。議案第4号について、原案のとおり賛成の方の挙手を願います。

議長 長 賛成多数ですので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)番号1、について事務局説明をお願いいたします。

事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)番号1、について。この合意解約は、昭和24年6月に永久小作したものです。賃貸人住所、●●番地、氏名、故・●●相続人、●●、賃借人住所、●●番地、氏名、故・●●相続人 ●●、土地の所在、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、合計●●㎡、申請理由、兼業農家の為、耕作出来なくなった。合意成立日、平成30年7月1日。25ページに位置図、26ページに航空写真を付けてます。場所は変電所からJR跡地を真崎の方に300m行った所の道路右下に位置します。

議長 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

(なし)

ないようですので、報告第1号・番号1を終わります。

議長 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)番号2、について事務局説明をお願いいたします。

事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)番号2について。賃貸人住所、●●番地、氏名、故・●●相続人、●●、賃借人住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、申請理由、7月の豪雨災害により耕作不能。農地に土砂が流失して耕作に支障が出るよう

になった。災害復旧費までも出して耕作出来ない。ということです。合意成立日、平成30年7月31日。28ページに位置図、29ページに航空写真をつけてます。斜線を引いている所が●●さん分です。

賃借人が同じ人なので続けて説明します。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)番号3について。賃貸人住所、●●番地、氏名、●●、賃借人住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、合計●●㎡、申請理由も先ほどと同じ、災害により耕作不能。合意成立日、平成30年7月31日です。航空写真で説明すると赤い枠で囲んでいるのが●●さん所有分です。補助整備された農地ですが山間にあるために、今度の大雨で土砂が流失した為耕作不能になったという同じ理由です。

議長 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

(●●委員)

●● 委員 ●●さんは新規就農者ですか。

局長 長 いえ、新規就農者ではありません。確か川崎の方で農業をしたいと言う事で役場に来た方で●●さんの所で住居を借りたり、農地を借りてしていたのですが、今回の災害で負担金を出してまで耕作出来ない。(貸手も借手)ということであります。今後は又、違う場所を借りて農業、耕作するようです。

(●●委員)

●● 委員 土砂が流れた農地に防護柵も張ってるし、そのままにしていたら又、耕作放棄地が増えるし町がどんなふうに災害復旧してくれるか、前回の雨の災害は町が全面してくれています。今回は災害にかかってない所は自分でして下さい。みたいなことを言っている。今後、町としてどんな対策をしてくれるのか。教えてほしい。

局長 長 災害復旧の私も今回初めての経験で平成20年の時に大きな災害があって、前任者に聞きました。災害についてはちゃんとした考えがありますが、●●委員の言われるように農地災害と言って事業費が40万以上の方のところについては、おそらく水路と言うのが一緒に崩れてます。水路は町がすべて全面的に負担します。それに伴う農地がありますね。そこについては一緒にありますので今回は激震災害だったんで約5%を負担してもらう形になっ

てます。これは条例で定められています。今回の災害も町長決済まで貰って条例に法ってしています。少雨災害についても13万以上40万未満とか、それにのらない部分は個人にお願いします。というところであります。今回、●●さんのこの部分はそういった額がかかります。何百万かかかるのでどうしても出来ないということで、横の水路が幸いに崩れてません。土を取れば何とか、畦畔が崩れてます。これについては農政としても農地を守りたいというのがありますが、その条例等があるので手を付けられない状況です。

議 長 その他何かありますか？
(なし)

事務局 ないようですので、報告第1号・番号2・番号3を終わります。それでは、次にその他事務局をお願いします。

事務局 お手元に中間管理の冊子を配ってます。見ておいて下さい。前も言いましたように新聞の加入推進をお願いします。農業会議の方から1人5部の推進で来てますが、5部はきついと思うので1人1部～2部の推進をお願いします。

議 長 他にありませんか。
(●●委員)

●● 委員 産廃の説明会の件ですが前回、8月22日に説明会がありました。農業委員会から意見書が出たら県にも圧力がかかりますので、農協の頑張ってますので、ぜひ参加されて下さい。

議 長 他にありませんか。
(なし)

ないようですので、これをもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。

次回の総会は、10月10日(水)19時00分からを予定しております。以上をもちまして、川崎町農業委員会9月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後15時30分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

8 委員 _____

9 番委員 _____

議 長 _____